

令和6年度第1回東京都サービス管理責任者基礎研修 及び児童発達支援管理責任者基礎研修 実施案内

この度、東京都ではサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として従事する予定の方を対象として、標記研修を実施します。下記の内容にご留意いただき、お申し込みください。

はじめに（必ずお読みください。）

○標記研修を修了するだけでは、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置をすることができません。

必ず事前に、別添の「研修制度について」を確認してください。

- 相談支援従事者初任者研修（全日程、2日課程又は講義部分）を受講済みの方は、1、2日目の受講免除ができます。全日程を通しての受講を推奨しますが、ご希望の方は、受講申込み時に受講免除の希望を選択し、受講証明書等の画像を添付してください。
- 感染症の感染拡大防止など今後の社会情勢により、本実施案内の内容に変更が生じる可能性があります。変更内容については受講決定の際に改めてお知らせします。

記

1 研修の目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）の養成を図ること。

2 実施方法

講義：**オンデマンド配信（研修1、2、3日目）**

受講者が用意したパソコン等で指定されたサイトにアクセスし、講義動画を視聴する。

サイトのURLは事務局から受講決定者へ事前に送付する。

演習：**集合型（研修4、5日目）**

指定された日程・会場に受講者が集まり、消毒・換気等の感染症対策を講じた上で実施する。

3 研修日程等

全5日間

区分	内容	日程及び実施方法
1日目	相談支援従事者初任者研修（講義部分）	7月24日から8月1日までオンデマンド配信により実施します。指定された期間内に、科目ごとの講義の動画（合計18.5時間程度）を視聴していただきます。詳細は受講が決定された方のみ受講可否通知データと一緒に送ります。
2日目		
3日目	サービス管理責任者等研修講義	
4日目	サービス管理責任者等研修演習	<演習日程・会場>参照 (A～L日程)
5日目		

演習（4、5日目）の研修時間については、午前9時45分から午後5時頃までの予定となります。受付については、開始時刻の30分前から行います。詳細は受講可否通知でお知らせします。

<演習日程・会場>

演習日程ごとに参加可能な日程を申込フォームにチェックしてください。
 なお、定員の都合上、ご希望に添えない場合がございますのでご了承ください。

区分	日程	会場
A日程	令和6年8月13日火曜日・14日水曜日	東京都社会福祉保健医療研修センター
B日程	令和6年8月15日木曜日・16日金曜日	東京都社会福祉保健医療研修センター
C日程	令和6年8月17日土曜日・18日日曜日	立川ビジネスセンタービル
D日程	令和6年8月21日水曜日・22日木曜日	東京都社会福祉保健医療研修センター
E日程	令和6年8月26日月曜日・27日火曜日	東京都社会福祉保健医療研修センター
F日程	令和6年8月28日水曜日・29日木曜日	東京都社会福祉保健医療研修センター
G日程	令和6年9月2日月曜日・3日火曜日	東京都社会福祉保健医療研修センター
H日程	令和6年9月5日木曜日・6日金曜日	ルミエール府中
I日程	令和6年9月9日月曜日・10日火曜日	ルミエール府中
J日程	令和6年9月11日水曜日・12日木曜日	ルミエール府中
K日程	令和6年9月17日火曜日・18日水曜日	戸山サンライズ
L日程	令和6年9月19日木曜日・20日金曜日	戸山サンライズ

4 受講対象者

研修修了に必要な全日程を受講できる方で、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する方

(1) サービス管理責任者基礎研修

東京都内に所在する障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業所等において、サービス管理責任者の業務に従事する予定があり、次に掲げる区分に応じた実務経験年数を有する方

(2) 児童発達支援管理責任者基礎研修

東京都内に所在する児童福祉法に基づく指定障害児通所支援及び指定障害児入所支援の事業所において、児童発達支援管理責任者の業務に従事する予定があり、次に掲げる区分に応じた実務経験年数を有する方

※(1)(2)ともに、**他道府県に所在する事業所(開設予定含む。)に従事する予定の方については対象外**です。東京都内に所在する事業所(開設予定含む。)から推薦を受けてお申込みいただく必要がありますので、ご注意ください。

<本研修の対象となる指定障害福祉サービス等の種類>

研修分野	指定障害福祉サービス等
○サービス管理責任者基礎研修	療養介護 生活介護(施設入所支援に係るものを含む) 自立訓練(機能訓練) 自立訓練(生活訓練 ※宿泊型を含む) 自立生活援助、共同生活援助 就労移行、就労継続支援A型、就労継続支援B型 就労定着支援
○児童発達支援管理責任者基礎研修	児童発達支援、医療型児童発達支援 放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援、福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター 福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援、短期入所のみを実施する事業所は、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者を配置する必要はありませんので、本研修の受講の必要はありません。

＜実務経験年数＞

業務	本研修の受講に必要な実務経験年数	配置に必要な実務経験年数
相談支援業務	3年	5年
社会福祉主事任用資格等を有しない者による直接支援業務	6年	8年
社会福祉主事任用資格等を有する者による直接支援業務	3年	5年
相談支援業務及び社会福祉主事任用資格等を有する者による直接支援業務	3年	5年
国家資格等による業務に3年（児童発達支援管理責任者の場合は5年）以上従事している者による相談支援業務又は直接支援業務	1年	3年

※本研修は、サービス管理責任者等の配置に必要な実務経験年数から2年引いた年数から受講可能なため、**サービス管理責任者等として配置するための実務経験年数と研修受講に必要な実務経験年数は異なります。**実務経験についての詳細は別紙2又は別紙3をご確認ください。また、サービス管理責任者等として実際に配置される場合には、別途事業者指定所管による実務経験の確認が必要になります。（本研修の受講決定は、配置に必要な実務経験を証明するものではありません。）

5 募集定員
1, 200名

6 受講申込み

(1) 申込期限

令和6年5月23日（木曜日）午後5時 **必着**

※締切以降の申込みは一切受け付けられません。時間に余裕をもってお申し込みください。

(2) 申込方法について

ウェブ申込みとなります。インフラ環境等によりウェブで受講申し込みができない方は、下記の公益財団法人総合健康推進財団の研修窓口まで一度お問い合わせください。

公益財団法人 総合健康推進財団 関東支部 東京都サービス管理責任者等研修窓口

TEL : 03-6262-9880

(3) 注意事項

お申し込みの際には、以下の点にご注意ください。

- 申込フォームに入力された内容は、受講決定を行う際の重要な情報となりますので、必要事項を漏れないように、かつ、可能な限り具体的にご入力ください。
- 申込フォームに入力された内容を基に選考を行います。入力漏れや書類の不足がある場合でも、申込者への内容確認等の連絡は原則行いません。
- 選考に必要な項目に入力漏れ等がある場合には、選考対象とならない場合もありますのでご注意ください。
- 入力内容等に虚偽の申告が認められた場合には、受講申込みは無効となります。また、以後の受講申込みは受け付けできなくなりますので、ご注意ください。
- 申込受付後の受講者及び日程の変更はお受けできませんので、受講希望者を精査してお申し込みください。
- 止むを得ないと認められない欠席・無断欠席は、法人単位で、次回以降の受講を決定できない場合があります。

7 受講者の決定

(1) 受講決定について

申込時に入力された、同一の従事業所内での優先順位、実践研修を受講後のサービス管理責任者等として配置される時期、事業開始予定年月、従事業所において人員配置基準上必要なサービス管理責任者等の数、事業所内でのサービス管理責任者等・基礎研修修了者の人数、事業者指定所管への相談有無、実務経験年数、従事業所（所属法人を含む）内の研修協力者（東京都の実施するサービス管理責任者等研修の演習指導者として従事している者）の有無等を参考に、受講可否を決定します。

(2) 受講可否通知データの送付

原則として受講希望者の所属する事業所の問合せ担当者宛てに、メールにて受講可否通知データを送信します。送信予定日：令和6年7月3日（水曜日）。ただし、応募及び選考状況により遅れる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

また、メールの送信予定日からしばらく過ぎても届かない場合は、公益財団法人総合健康推進財団までお問い合わせください。

8 修了証書の交付

本研修を修了された方には、東京都知事名の修了証書を交付します。修了証書の発送は、研修全日程終了後の令和6年11月7日（木曜日）頃を予定しています。各日程終了後ではありませんので、あらかじめご了承ください。

9 留意点

○サービス管理責任者等として配置するには、基礎研修の修了後2年以上の実務経験を経て実践研修を修了する必要があります。修了後、直ちにサービス管理責任者等として配置できるよう、実践研修はサービス管理責任者等業務のOJTを前提にプログラムが構成されています。推薦事業者においては、実践研修受講時まで、受講者が以下のOJT内容を理解・経験したうえで研修に参加できるようご注意ください。

新規利用者の初回面談／個別支援計画原案の作成／サービス担当者会議への参加／
区市町村自立支援協議会の情報収集／個別支援計画のモニタリング

○本研修は全日程全科目を受講しなければ研修修了となりません。講義については、研修主催者の責による事由以外で、指定された期間内に講義動画の視聴が完了しない場合、演習については、遅刻及び早退等があった場合は、研修修了となりません。推薦事業者においては、受講者が最後まで研修を受講できるよう、特段のご配慮をお願いします。

○著しく受講態度の悪い方（居眠り、業務都合による長時間の離席）については研修修了とならない場合がありますので、ご注意ください。

10 参加費

参加費は無料です。

なお、講義に参加できる電子機器（インターネットに接続できるパソコン等）の確保や通信にかかる費用、研修会場までの旅費等については、推薦する事業所又は受講者が準備してください。

資料はダウンロードしていただきます。電子データで見るときは、パソコン等の容量をご確認ください。印刷して手元に用意する場合は、ご自身で印刷してください。

※機器の貸出し等は一切行っておりませんので予めご了承ください。

11 個人情報の取り扱い

申込フォームに入力された個人情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき、適正な管理を行い、当該研修事業の実施業務及び同修了者名簿の管理業務以外の目的で利用することはありません。

12 その他

サービス管理責任者等として配置するためには、本研修の修了に加えて実践研修の修了及び実務経験年数の2つの要件を満たすことが条件となりますのでご注意ください。

本研修の受講決定は、サービス管理責任者等として配置するために必要な実務経験の要件を満たすことを証明するものではありません。

(1) 実践研修の修了

基礎研修修了後、2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験（OJT）を経てから実践研修を修了することが必要になります。

(2) 実務経験

サービス管理責任者等として配置するための実務経験年数と本研修受講に必要な実務経験年数は異なります。サービス管理責任者等として実際に配置される際には、別途事業者指定所管による実務経験の確認が必要になります。別紙2、3の他、以下の東京都福祉局ホームページ内の「東京都障害者サービス情報」をご参照ください。

○サービス管理責任者の実務経験の要件

「東京都障害者サービス情報」（トップページ ⇒ 書式ライブラリー ⇒ A【日中系サービス・障害者支援施設】指定申請書・変更届等 ⇒ 04 サービス管理責任者の資格要件について）

○児童発達支援管理責任者の実務経験の要件

「東京都障害者サービス情報」（トップページ ⇒ 書式ライブラリー ⇒ A【児童福祉法に基づく障害児施設】指定申請書・変更届等 ⇒ 児童発達支援管理責任者の資格要件について）

13 研修（集合型）受講に際しての注意事項

- (1) 演習当日、感染症に罹患している場合や普段と比べて明らかに体調がよくない場合については、演習を受講できません。受講中に体調が悪化した場合には早退していただきますので、予め御了承ください。（研修修了とはなりません。）
- (2) 受講中はマスクの着用にご協力ください。
- (3) ゴミは各自で持ち帰っていただきます。ゴミ袋を御持参ください。

14 研修の変更及び中止について

- (1) 感染症の感染拡大防止等のため、本実施案内の内容に変更が生じる可能性があります。
- (2) 天災等不可抗力により開催が困難と判断した場合は、研修を変更・中止することがあります。

15 各種問合せ先

○東京都サービス管理責任者基礎研修及び児童発達支援管理責任者基礎研修の実施に関すること

担当研修機関	電話番号
公益財団法人総合健康推進財団 関東支部 東京都サービス管理責任者等研修係	03-6262-9880

※受付時間は、月曜日～金曜日(祝祭日を除く。)午前9時から午後5時までです。

○研修のカリキュラムの作成、受講決定及び修了者情報の管理に関すること

担当部署	電話番号
東京都心身障害者福祉センター 地域支援課 地域支援担当	03-3235-2953・2954

※研修に関する問合せについての受付時間は、月曜日～金曜日(祝祭日を除く。)午前9時から午後5時までです。

○事業者指定に関すること（実務経験の要件含む。）

【八王子市内に所在する事業所】

事業内容	担当部署	電話番号
全事業共通	八王子市 福祉部 障害者福祉課 事業者指定担当	042-620-7479

【世田谷区、江戸川区、荒川区、港区、中野区、板橋区、豊島区、葛飾区内に所在する事業所（児童のみ）】

事業内容	担当部署	電話番号
児童発達支援・放課後等デイサービス 保育所等訪問支援・障害児入所支援 児童発達支援センター	世田谷区 障害福祉部 障害保健福祉課	03-5432-2242
	江戸川区 福祉部 障害者福祉課 事業者支援係	03-5662-0712
	荒川区 福祉部 障害者福祉課 障害サービス係	03-3802-3417
	港区 保健福祉支援部 障害者福祉課 障害者事業者支援係	03-3578-2671
	中野区 健康福祉部 障害福祉課 子ども発達支援係	03-3228-5613
	板橋区 福祉部 障がい政策課 地域生活支援係	03-3579-2392
	豊島区 保健福祉部 障害福祉課 認定給付・指導係	03-4566-2451
	葛飾区 福祉部 障害福祉課 事業者係	03-5654-8262

【上記以外の事業所】

事業内容	担当部署	電話番号
療養介護	東京都福祉局 障害者施策推進部 施設サービス支援課 児童福祉施設担当	03-5320-4374
自立生活援助	公益財団法人東京都福祉保健財団 事業者支援部 障害福祉事業者指定室 〈電話受付時間〉 9時から17時まで (土日祝日を除く)	03-6302-0257
共同生活援助（グループホーム）		03-6302-0286
就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援		03-6302-0308
生活介護、自立訓練（機能・生活）、施設入所支援		03-6302-0313
児童発達支援・放課後等デイサービス、保育所等訪問支援・障害児入所支援、児童発達支援センター		03-6302-0315